平成２３年（フ）第５７号
高知市天神町５番33号　新階アパート２Ｆ
債務者　寺川　浩洋
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２号
高知市菜園場町９番15号
債務者　北村　優季
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６４号
高知市桜井町２丁目４番15号　オブジェ12―301号
債務者　三島　厚夫
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９号
高知市桜井町１丁目９番18号　新田ハイツ東２号
債務者　山口　自敬
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４号
福岡県飯塚市立岩1088番地１　グリーンビュー立岩501、前住所福岡県飯塚市上三緒444番地20
債務者　佐藤　修二
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２１号
福岡県飯塚市鶴三緒1608番地70
債務者　野山　　弘
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１６５号
福岡県田川市大字糒2323番地
債務者　木森　文重
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第７９号
熊本県天草市河浦町河浦3016番地１
債務者　田中　正樹
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第５５４号
宮崎市大字大瀬町2071番地、前住所宮崎市上野町11番12号　ニューサンシャインビル１階
債務者　高林　義則
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８号
宮崎市下原町315番地14　メモリービル505号、前住所宮崎市宮崎駅東３丁目２番地３第３都成ハイツ326号
債務者　松﨑美珠城
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９号
宮崎市大王町26番地
債務者　小林　俊雄
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６号
鹿児島県奄美市笠利町大字喜瀬1080番地
債務者　川元しおり（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第３１８号
青森県八戸市大字長苗代字上碇田44番地４
債務者　立花　隼人
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２号
青森県八戸市大字石手洗字駒ケ沢12番地12
債務者　豊川　里美
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５号
青森県三戸郡階上町大字道仏字浜久保５番地３、前住所東京都足立区谷中５丁目７番８―106号
債務者　濱久保千鶴子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
青森県三戸郡階上町大字道仏字榊山11番地255
債務者　下山カヅ子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
宮城県白石市郡山字弥陀内20番地２
債務者　佐久間早苗
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部